

南九州市農業委員会訓令第3号

南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

南九州市農業委員会長 本 木 下 裕 一

南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程の一部を改正する訓令

南九州市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会運営規程（平成29年南九州市農業委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「農業委員会農政係長」を「農業委員会庶務係長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。